

上里団地宅地分譲募集要領

湯前町では、上里２区（上牧原）に整備した宅地の分譲を行います。生活に適した住みよい環境や条件が備わっています。

将来にわたり町に定住するための住宅地をお探しの方はぜひご検討ください。

1 分譲地の概要

所在地	湯前町字上牧原（上里２区）		
地	目	宅地	
区	域	建築確認申請及び建築基準法第２２条の対象区域	
電	気	任意個別契約	
上	水	町上水道（水道施設工事分担金あり）	
汚	水・排水	町下水道	
公	共 施 設 等	湯 前 町 役 場	約 0. 7 k m
		町 立 湯 前 小 学 校	約 1. 0 k m
		町 立 湯 前 中 学 校	約 1. 1 k m
		くま川鉄道湯前駅	約 0. 2 k m
区画数	5 区画		



区画面積及び 分譲価格	A区画 湯前町 1843 番地 6	面積	259.55㎡ (78.5坪)
		分譲価格	785,000円
	B区画 湯前町 1843 番地 7	面積	256.20㎡ (77.5坪)
		分譲価格	775,000円
	C区画 湯前町 1843 番地 8	面積	257.09㎡ (77.7坪)
		分譲価格	777,000円
	D区画 湯前町 1843 番地 11	面積	267.08㎡ (80.7坪)
		分譲価格	807,000円
	E区画 湯前町 1843 番地 12	面積	264.79㎡ (80.1坪)
		分譲価格	801,000円

2 申込資格

- (1) 宅地引渡しの日から3年以内に、自ら居住する住宅を建設する者
- (2) 分譲代金の支払が可能である者
- (3) 本人及び同居しようとする者全員が町税等の滞納がない者
- (4) 住宅建設後、すみやかにその住所地に生活の本拠を移せる者
- (5) 本人及び同居しようとする者全員が湯前町暴力団排除条例（平成23年湯前町条例第17号）第2条第2号に定める暴力団員でない者

3 分譲に係る条件等

- (1) 宅地は、自ら居住する住宅及びその従たる施設（車庫や物置等）の建設に使用すること。
- (2) 宅地の引渡しを受けた日から起算して3年以内に住宅の建設を完了し、自ら居住すること。
- (3) 宅地は、相続原因による所有権移転等、やむを得ない場合を除き、町長の承認を受けないで第三者に譲渡し、又は貸し付けてはならない。
- (4) 地域の自治活動やボランティア及び福祉活動に協力すること。

4 申込み受付期間及び場所

- (1) 募集期間 令和8年11月2日（月）から同年11月30日（月）まで
 *土・日曜日及び祝祭日除く
- (2) 受付時間 午前8時30分 から 午後5時15分 まで
- (3) 現地説明 現地説明会は実施しませんが、ご希望があればご案内いたします。
- (4) 申込み先 湯前町役場総務課

5 申込み方法

- (1) 宅地分譲申込書に次の書類を添えて申し込んでください。
 - ①申込者及び同居しようとする者全員の住民票謄本
 - ②申込者及び同居しようとする者全員の所得証明書及び納税証明書
- (2) 申込証拠金として申込書を提出するときに100,000円を納入していただきます。
申込み受付後に申込みを取り下げられた場合、または譲受人決定後に辞退があった場合は申込証拠金は返還いたしません。
- (3) 申込みができる区画数は、1世帯1区画とします。ただし、世帯分離を行い、それぞれ別区画に住居を建設される場合には、申出により、別々に申込みができるものします。また、希望する区画については、第2希望まで申込書に記入することができます。ただし、譲受人を決定する際には第1希望を優先して決定することとします。
- (4) 申込みの受付後、資格等について審査を行いまして、その結果を宅地分譲申込承認・不承認決定通知により通知します。

6 譲受人の決定方法

- (1) 募集の結果、申込者が1人の区画については、募集期限をもって当該区画に申込みされた方を譲受人として決定します。
- (2) 1つの区画に、申込者数が2人以上となった場合は、申込者又は申込者の代理人に立会いいただき、公開抽選により、譲受人1人を決定いたします。
- (3) 公開抽選は、第1希望区画の抽選を先に行い、譲受人を決定し、その後に第2希望区画の抽選を行い、譲受人を決定します。
- (4) 譲受人を決定したときは、宅地分譲決定通知書により、宅地分譲決定者に通知します。
- (5) 申込みの際に納入された申込証拠金は、抽選の結果、落選された方には、返還します。

7 売買契約の締結

- (1) 宅地分譲決定通知書に記載された決定の日から30日以内に分譲地の売買契約を締結していただきます。
- (2) 譲受人が、宅地分譲決定通知書に記載された決定の日から30日以内に売買契約を締結しない場合は、譲受人決定を辞退したものとします。この場合申込証拠金は返還いたしません。

8 契約保証金

- (1) 譲受人は、契約保証金として、売買代金の100分の20に相当する契約保証金を契約締結の日までに納入してください。なお、申込みの際に納入された申込証拠金は、契約保証金の一部に充当することとします。

9 売買代金の納入

- (1) 売買契約締結の日から90日以内に売買代金の全額を納入してください。
なお、契約保証金は、売買代金に充当しますので、残りの売買代金を納入していただきます。

10 契約の取消し及び解除

- (1) 譲受人が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することとします。
 - ①分譲の申込みが、虚偽の記載又は不正の手段によって行われたとき。
 - ②「2 申込資格」の資格要件を欠くに至ったとき。
 - ③分譲代金を指定期日までに支払わないとき。
 - ④契約条項に違反があったとき。
 - ⑤譲受人から契約の解除を申出があったとき。
- (2) 契約を解除した場合においては、契約保証金を除き、既に納入された売買代金を譲受人に返還することとします。ただし、その返還金には利息は付けないものとします。
- (3) 譲受人は、契約を解除され損害を受けても、湯前町にその賠償を請求できないものとします。
- (4) 譲受人は、契約を解除されたときは、湯前町の指定する日までに、譲受人の負担において宅地を原状に復して湯前町に返還するものとする。

11 注意事項

- (1) 上水道は、引き込み工事が必要です。その際には水道施設工事分担金と配管工事費が別途必要になります。配管工事は、必ず町指定給水装置工事事業者に依頼してください。
- (2) 汚水等処理については、下水道管への接続工事が必要です。その際には接続工事費が別途必要になります。接続工事は、下水道排水設備指定工事店に依頼してください。
- (3) 宅地は現状のままでの売渡となります。現地及び周辺環境の状況は、必ず申込者ご自身で確認してから申込みください。
- (4) ハウスメーカー等が実施する地盤調査の結果、基礎構造に係る工事が必要と判断した場合は自己負担で行ってください。

12 問い合わせ先

湯前町役場 総務課 管財防災係 電話0966-43-4111